

「JICA北海道（札幌）研修員貸出用及び研修講義用ノートパソコンリース契約」（公示日：2019年12月17日）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人 国際協力機構
北海道センター 所長

質 問

通番	該当頁	該当項目	質問（原文のとおり）	回答
1	入札説明書	5. 競争参加資格（2ページ）	共同企業体を形成してとありますが、リース会社が単独で入札参加してもよろしいでしょうか。リース物件はリース会社があらかじめ、資格審査申請書に記載させていただき、メーカー（及びメーカーの関連会社）に納品していただく予定ですがよろしいでしょうか。	共同企業体を形成する場合は、御社、メーカー（及びメーカーの関連会社）が一体となって入札を行い、当方と3者間での契約となります。共同企業体の場合、納品いただくリース物件をメーカー（及びメーカーの関連会社）から納品していただくこともできます。
2	入札説明書	6. 競争参加資格の確認 (2) 共同企業体、再委託について（5ページ）	リース契約の再委託とはどのようなことが該当されるでしょうか。*契約物件の納品、据付は導入予定のメーカー（及びメーカーの関連会社）が納品させていただきますがよろしいでしょうか。	再委託は原則禁止としていますが、業務全体に影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託の対象としています。
3	契約書（案）	(賃貸借料に支払)第10条	大変申し訳御座いませんが、各四半期終了後、終了した四半期分の賃貸料金を受注者に対して請求とありますが、当月（検収月）末締め翌月支払（例えば、4月分を5月末入金）にして頂けますでしょうか。	終了した四半期分の賃貸料金を当月（検収月）末締めの翌月支払とすることで問題はありません。
4	契約書（案）	契約の目的と使用方法について	本件は研修員貸出用とありますが、契約先（北海道センター）様の住所から、持ち出すことはありますでしょうか。また海外に持ち出すこともありますでしょうか。	研修員貸出用ノートパソコンに関しては道内及び道外での研修において当センターから持ち出すことはあります。但し、海外への持ち出しはありません。
5	契約書（案）	4. 賃貸借期間	期間が明記されておりますが中途解約条項が御座いません。一切中途解約がないということによろしいでしょうか。	発注者の契約解除権及び受注者の契約解除権に関しては、第14条及び第15条に記載されています。
				以 上